

# 特定非営利活動法人アットリンク奈良 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人を、特定非営利活動法人アットリンク奈良 と称する。

### 第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、性暴力被害者によりよい支援を提供し、誰もが安心して暮らすことのできる性暴力のない社会を確立するとともに、生き辛さを抱えた人の居場所作りや、地域への啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条（事業）

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 性暴力被害者への直接支援事業
  - ② 性暴力被害者支援員の養成研修に関する事業
  - ③ 性暴力に関する予防啓発事業
  - ④ 関係団体との交流及び連携事業
  - ⑤ 性暴力被害者の自助組織の支援事業
  - ⑥ 性暴力に関するセミナー及び講演会への講師派遣事業
  - ⑦ 性暴力被害者の自立支援事業
- (2) その他事業
  - ① 物品販売事業
  - ② 各種セラピー及びカウンセリング事業
  - ③ 心身の健康向上に関するイベント、講座等の企画、運営及び開催事業
2. その他事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### 第6条（会員の種類）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### 第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### 第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第13条（種別及び定数）

この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。

#### 第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### 第15条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。
3. 理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### 第16条(任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条(報酬等)

役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け取る者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条(職員)

この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2. 事務局長その他の職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

### 第21条(種 別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第22条(構 成)

総会は、正会員をもって構成する。

### 第23条(権 能)

総会は、以下の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 合併
- 4 事業報告及び活動決算
- 5 役員を選任又は解任及び報酬
- 6 入会金及び会費の額
- 7 監事の職務
- 8 事務局の組織及び運営
- 9 その他運営に関する重要事項

### 第24条(開 催)

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

### 第25条(招 集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### 第26条(議 長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

### 第27条(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 第28条(議 決)

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### 第29条(表決権等)

各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第50条の規定の適用については、出席したものとみなす。
3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### 第30条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。)
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### 第31条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第32条(権能)

理事会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 会員の除名
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第33条(開 催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### 第34条(招 集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### 第35条(議 長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第36条(議 決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第37条(表決権等)

各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において、第36条第2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
3. 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

### 第38条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面又は電磁的表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計等

### 第39条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他収益

#### 第40条(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### 第41条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第42条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第43条(会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### 第44条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第45条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

#### 第46条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2. 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### 第47条(予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第48条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第49条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第50条(定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の2分の1以上の多数による議

決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

#### 第51条(解 散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第52条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### 第53条(合 併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公 告

#### 第54条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### 第10章 雑 則

#### 第55条(施行細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。



## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	竹 谷 栄 美
理 事	村 上 朱 美
理 事	坂 上 朋 子
理 事	中 村 三 千 代
理 事	米 田 風 夏
理 事	田 中 佐 和 子
監 事	奥 紀 代 子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正 会 員 入会金 0円、年会費 3,000円
  - (2) 賛助会員 入会金 0円、年会費 個人一口3,000円 団体一口10,000円
7. この法人の設立当初の主たる事務所は、奈良県生駒市あすか野北3丁目6番11号に置く。